

平成26年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成26年3月19日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 西川一男君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 屋代浩君
------------	-----------

議事日程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第11号 平成26年度勝浦市一般会計予算

議案第12号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第13号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第15号 平成26年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第6号 勝浦市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(教育民生常任委員長)

議案第8号 勝浦市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 勝浦市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第16号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算

議案第17号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第3号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開 議

平成26年3月19日(水) 午前10時開議

○議長(岩瀬義信君) ただいま出席議員は18人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(岩瀬義信君) それでは、日程第1、議案を上程いたします。

議案第11号 平成26年度勝浦市一般会計予算、議案第12号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第13号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第15号 平成26年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。根本予算審査特別委員長。

[予算審査特別委員長 根本 譲君登壇]

○予算審査特別委員長（根本 譲君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月12日から14日までの3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第11号 平成26年度勝浦市一般会計予算、議案第12号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第13号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第15号 平成26年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、全員賛成で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されました。その主なものを申し上げますと、平成26年度一般会計の予算規模が100億円を超えた要因及び財政の健全化についてただしたところ、（仮称）市民文化会館建設事業費及び臨時給付金の約20億円を考慮すると本来の80億円レベルだと認識している。

また、平成26年度末の起債残高が約93億円と見込まれるが、交付税算入額が約79億円あるため、実質の負債は約13億円余りで、財政の健全化は図られているとの答弁がありました。

一般会計の歳入予算において、市税等の収入の確保を毎年掲げているが、来年度はどのような施策を考えているかただしたところ、現状、職員は担当地区を決め、滞納整理を行っているが、来年度は徴収体制を見直し、滞納額や滞納年数について初期滞納者、中期滞納者、後期滞納者への3班に分け、滞納状況に応じたきめ細かな徴収体制をとるとの答弁がありました。

また、歳出予算において、勝浦駅エレベーター設置費補助事業について、完成までのスケジュールや完成後の維持管理についてただしたところ、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長に夏季海水浴シーズンまでの完成をお願いしたが、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社の計画では、平成26年内の完成を予定しており、現在は設計が終わり、建設業者を選定中である。完成後の維持管理は、東日本旅客鉄道株式会社が行うとの答弁がありました。

また、生活保護費の適正化に向けた取り組みについてただしたところ、毎月、収入調査を実施し、さらにケースワーカーが訪問し、現状を確認しており、生活保護費の不正受給はないとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、国民健康保険税の歳入確保のため、短期被保険者証、資格者証の交付状況についてただしたところ、平成25年12月1日現在で、短期保険者証交付世帯が221世帯、資格者証交付世帯が114世帯で、さらに市税等を含めた悪質滞納者への差し押さえを7件行い、税の平等化に努めているとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、水道料金滞納者の状況及びその対応についてただしたところ、平成24年度の対応状況は、毎月、督促状、催告書等を発布し、年間528件の世帯を訪問し、納付を促すが、納付に至らないため、52件の閉栓を実施し、その後、一部納付等により43件を解除した。今後においても、滞納閉栓の実施等により未収金の解消に努めていきたいとの答弁がありました。

また、水道の未普及地解消について、平成29年度からの第3次実施計画以降に検討するとの

ことであるが、財政的な問題もある中で前向きに事業実施を検討していただきたいという要望がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、前もって通告がありましたので、これを許します。

初めに、藤本 治議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長報告の議案第11号 平成26年度勝浦市一般会計予算、議案第12号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第13号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第15号 平成26年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

いわゆる15カ月予算として組まれた前回予算は、補正予算と平成25年度当初予算の合計で111億円を超える規模でしたが、今回の平成26年度当初予算は、当初予算それ自体で100億円を超す予算規模となりました。その主な要因は、（仮称）市民文化会館建設事業費や地域の元気臨時交付金を活用した道路整備等の事業費のほか、消費税率引き上げによる経常経費の増加及び臨時福祉給付金給付事業費の計上等によるものであります。

安倍内閣は、昨年暮れの臨時国会での秘密保護法の強行に続いて、靖国神社への参拝を強行したことによって、第2次世界大戦後の出発に当たって、日独伊のファシズムを断罪した世界中を敵に回しました。そして、96条改定による憲法の明文改憲のたくらみが世論の大きな批判を浴びると、集団的自衛権の行使を閣議決定による憲法解釈の変更で認められると声高に主張しています。まさに日本を海外で戦争する国に変えようとする強引な動きです。

また、年金や医療、介護保険など日本の社会保障をばっさりと切り捨てる一方で、4月からの消費税増税を強行しようとしています。しかし、今年のGDPの伸びは年率で1.0%増にとどまり、経済の動きは鈍く、景気回復はかけ声倒れになっています。その一番の理由は、国民の所得が伸び悩んでいるためです。こんな中で増税すれば、暮らしも経済も財政も破綻するのは目に見えています。

国の政治が暴走しているこのようなときこそ、勝浦市政が住民の命と暮らし、平和を守るために、悪政への防波堤の役割を發揮することが求められています。

アベノミクスの第2の矢である財政出動により、2年間にわたり、勝浦市では一般財源の支出を最小限に抑えながら、大規模な建設事業や生活道路の整備等をまとめて行っています。これらの事業は、予定していたものを前倒したり、予定外の事業が急遽入ってくるなどしたものであります。そこで、これら当初予算の全体をやりくりや組みかえをして、その1～2%程度の財源を捻出し、一般会計から各特別会計への負担軽減財源の繰り入れを行い、水道料金を初め国民健康保険税及び介護保険料の引き下げを行うべきであると考えます。

水道料金は千葉県内で1位の高さです。高料金対策の実施は、もはや待ったなしの課題です。

国民健康保険税は、年間200万円の所得で夫婦2人と子ども2人で36万円、18%の課税額で、明らかに担税能力を超えています。介護保険料は、県下で第6位の額です。年金が減額されるもとで容赦なく天引きされる介護保険料の重い負担に多くの高齢者から悲鳴が上がっています。勝浦市民の重過ぎる負担の軽減は、市が市民に負っている責務と考えるべきであり、財政的余裕ができたらやるというのは負担軽減を永遠に先延ばしする論法です。100億円の歳入歳出予算の編成に当たっては、その1～2%程度を負担軽減の財源として捻出することを義務と考えるべきです。市民の苦難を軽減するため、一般会計から繰り入れするのは、地方自治体の責務です。近隣の市町村もそれぞれなりに行っていることを勝浦市は一切行わないというのは許されません。

以上を指摘し、後期高齢者医療制度は一日も早く廃止すべき制度であることを申し添えて、各会計に対する反対討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、磯野典正議員。

〔1番 磯野典正君登壇〕

○1番（磯野典正君） 私は、議案第11号ないし議案第15号までの5件の平成26年度各会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

初めに、議案第11号 平成26年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。本予算案は、長年の懸案であった（仮称）市民文化会館、勝浦駅エレベーターの竣工に向けた予算計上のほか、勝浦市総合計画・前期基本計画における第2次実施計画に掲げた各種事業が盛り込まれ、市勢の活性化と市民の福祉向上に努めていく姿勢があらわれていることに賛意をあらわすものであります。

具体的には、財政基盤が脆弱な中での国の財源活用による勝浦中学校校舎トイレ改修などの教育施設の環境改善や川津北トンネル改修などの道路等生活基盤の整備のほか、子ども医療費助成事業、放課後児童健全育成事業などの福祉施策やプレミアム商品券発行事業、有害鳥獣対策費の増額など、産業関連経費の計上であります。

次に、議案第12号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第13号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第14号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上3件の特別会計予算案について申し上げます。

これら各特別会計の制度は、市町村の裁量権が拡大しつつあるとはいえ、限定的なものであり、国の財源に大きく依存する中にある本予算案は妥当なものであり、承認すべきものであると考えます。

次に、議案第15号 平成26年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。平成24年度から引き続く水道未普及地域解消に向けた事業の実施をはじめ、老朽配水管の布設替えなど、市民に安定した生活用水を供給するために必要な予算の計上であり、承認すべきものと考えます。

以上申し上げまして、議案第11号 平成26年度勝浦市一般会計予算ないし議案第15号 平成26年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件の予算案について、いずれも賛意をあらわし、私の賛成討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 平成26年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（岩瀬義信君） 起立多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第12号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第13号 平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第14号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第15号 平成26年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第6号 勝浦市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔総務常任委員長 佐藤啓史君登壇〕

○総務常任委員長（佐藤啓史君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第6号 勝浦市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務常任委員長報告のうち、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

議案は、55歳を超える職員の昇給を抑制しようとする条例改正ですが、デフレからの脱却の鍵は賃上げにこそあるという時の流れにも逆行するものです。また、民間労働者と公務員とをあえて対立させることは、労働者同士を分断し、全体の賃下げ競争につながるものであり、内需を冷え込ませ、経済の健全な成長を阻害し、財政の一層の悪化をもたらすことにもなります。

以上、反対の理由を述べ、討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第6号 勝浦市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第8号 勝浦市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 土屋 元君登壇〕

○教育民生常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会におきまして教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第8号 勝浦市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件につきまして、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第8号 勝浦市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第9号 勝浦市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第10号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。屋代係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第16号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第16号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正でありまして、平成25年10月15日から16日にかけて発生いたしました台風26号により被災した大沢漁港突堤の災害復旧経費で、国の査定後、今般、実施設計が終了し事業費が確定したこと、並びに平成26年2月14日から15日にかけての雪害による道路8カ所、河川15カ所、農地農業用施設5カ所、林道施設2カ所の崩落及び倒木等に係る災害復旧経費が把握されたこと、その他地域の元気臨時交付金充当事業の執行状況等から今回補正しようとするものであります。

歳入歳出予算においては、既定予算に7,610万3,000円を追加し、予算総額を95億4,557万9,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、財産管理費に財政調整基金積立金のうち、地域の元氣臨時交付金分として1,158万7,000円を追加し、農林水産業費においては、農地費に農道の維持管理経費として83万1,000円を追加し、土木費においては、道路局部改良工事の契約解除に伴うものとして道路新設改良費で564万9,000円を減額し、災害復旧費においては、道路橋梁等災害復旧費を主に6,933万4,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金1,927万5,000円、繰入金4,722万8,000円、市債960万円を追加計上しようとするものであります。

繰越明許費においては、小規模治山緊急整備事業ほか2件について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

地方債においては、現年発生補助災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案に対する質疑で、雪害による道路の倒木等の撤去等が進められて、道路脇に現在なお切り落とされた枝とか置いてある場所もありますし、あと、岩盤から大きな木が倒れて道路を塞いで、道路を塞いだ分だけ木が切断されて撤去されているんですが、岩盤から剝離した根がそのままの状態になっている箇所が何カ所も見受けられます。今後の雨でまたそれが崩落するという危険もありそうな場所が見受けられますけれども、そういった場所や、また道路脇にあるような倒木の処理など、今後の処理がどのように進められる予定なのかをお伺いしたいことと、もう一点、予算の計上はないようですけれども、ビニールハウスの雪の重みによる倒壊といますか、へしゃげているハウスが多々見受けられるんですが、今、資材もなかなか手に入らないということで、復旧するのが非常に難儀をされていらっしゃるようなんですけれども、勝浦市全体での被害の状況というのは把握されているのかどうか、またそれへの何らかの支援といますか、復旧への支援というのはどのように対処されているのか、お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。今回の雪害におきまして、道路に対しまして道路際に置かれている、伐採、伐木をした木の枝等の処理とのり面の根っこが岩盤等を引っ張っている状態であるということについてですけれども、まず、道路の脇に置かれております枝等でございますが、こちらにつきましては、今後、直接道路通行に支障のあるようなものに関しましては片づけてまいりたいと考えております。

また、道路のり面に伐木をして残っております主に木の根でございますが、こちらにつきましては、のり面がほとんど民地ということがございまして、直接そういうものを除くことがなかなか難しい状態でございますけれども、相当危険であるものに関しましては、地主等と協議をいたしまして、今後、検討いたしたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。ビニールハウスの倒壊によります市全体の被害状況というご質問でございますけれども、現在、17名の方でハウスが被害を被っております。

金額は、最終的な金額ではございませんけれども、約4,473万円となっております。

続きまして、そちらの支援ということでございますけれども、国におきまして、豪雪被害を受けたということで、今回、被災農業者向け経営体育成支援事業、通常10分の3の補助でございますけれども、2分の1相当で支援をすることでございます。なお、この事業につきましては、現在、県担当課へ該当される方の要望等を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 追加でお伺いしたいんですけど、管轄ではないかもしれませんが、県道の布施大原線の通行どめが長引いておるようなんですけど、今後、復旧の見通しについて、わかれば教えてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。県道の今復旧している道路の関係でございますが、こちらは当面の間というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第17号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第17号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、来る3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会の委員に藤平光

雄氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

藤平光雄氏の経歴を申し上げますと、昭和46年3月千葉県立勝浦高等学校を卒業後、同年4月勝浦市役所に就職、平成24年3月勝浦市役所を退職するまでの間、観光商工課統計係長、保健衛生課予防保健係長、財政課契約検査係長、教育課学校教育係長、税務課長、水道課長などを歴任され、平成24年4月から勝浦市シルバー人材センター事務局長として現在に至っております。

その人格と識見は、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第17号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第1号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。屋代係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） 発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

〔12番 寺尾重雄君登壇〕

○12番（寺尾重雄君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

条例改正案の内容は、勝浦市議会議員の定数を、次回の一般選挙から現在の18名を2人削減し、16名にしようとするものであります。これは、平成23年に任意に設置されました議会改革

検討委員会の協議結果を踏まえて提案するものであります。

議会改革検討委員会の協議について申し上げますと、これまで33回の会議を開き、議会のインターネット中継の実施に始まり、議員定数、議員報酬、政務活動費等について検討してまいりました。

議員定数については、厳しい財政状況の中で効率的な議会運営を図ることを念頭に、県内市の状況や全国の同規模市の状況等を参考に検討いたしました。その中で、県内市における議員定数については、近年、館山市で20人から18人に、富津市で22人から18人に、いすみ市で26人から20人に、それぞれ削減をして、議決機関としての効率的な議会運営を図っています。

また、本市における議員定数は、昭和34年6月定例会で30人を26人に、昭和58年3月定例会で26人を24人に、平成10年12月定例会で24人を22人に、平成17年9月定例会で22人を18人とし、現在に至っております。議員定数は多いほうが市民の意向をより多く市政に反映できるという意見もありましたが、市民の意向は、議員定数を減らして経費を削減すべきだという意見が大半であったため、ごく少数の反対はありましたが、経費節減と適正な議会運営とを考慮し、議員定数を2名削減するという結論に至った次第であります。

何とぞ私どもの発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 発議案第1号について質問いたします。この議会改革検討委員会において、回数多く検討してきたということでもありますけれども、議員定数の削減は、何よりもまず民主主義の根幹である民意を削ることにつながるものであります。民意を削ることに上回る市民が、このことによって、市民にとって何が前進するのかということが、十分論議されたとは言えない。回数は多かったものの、何名減らすかということが、各党派でそれぞれ折り合える定数削減の人数について、マイナス2かマイナス4か、どこで折り合えるかということが、意見調整される。毎回、それが各党派に持ち帰るという扱いで、回数だけは多く重ねておりますけれども、民意を削るということが、市民にとってどういう前進をもたらすのかという肝心かなめの今回の定数削減の大義といたしますか、理由といたしますか、意義というものが十分審議されていないというのが実態でなかったかと思うんです。

これまでの議会改革検討委員会において、その一番肝心かなめの市民にとっての利益、何をもちたされるのか、そのことを改めて、どういう審議だったのかご説明願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 藤本議員にお答えいたします。藤本議員も委員の中でさんざんその意見については審議した、慎重審議の中であったと私は思います。そして、会派に戻っては、一応合議制の中で、皆さん当然、今、藤本議員だけが反対という意見であります。私、委員長としては、合議制の中で全員が納得できる範囲だと承知の上で審議してまいりました。そういう中で多くの議員は、当然自分の有権者から、その削減等の問題を認識しながら、会派の中で、それを再度もんでもんで、それを今回の発議案として上程してきたつもりです。そういう意味から考えますと、ほかの全員協議会においても、当然皆さんの納得の上でこの発議案は提出された

ものと思っておりますので、その辺をご了承願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議員が納得しているとおっしゃるんですけども、問題は市民にとってどういう利益がもたらされるのかということであって、市民がこれを望んでいるというような言い方をされるんですけども、市民が定数削減を望んで民意が削られることを望んでいるということは、到底言えないわけなんです、根拠がない。市民が議員に対して、その活動がもっともつとよくわかるように、見えるようにしてほしいとか、もっと市民に役立つ働きをしてほしいという、そういう希望は十分にあらわれておりますが、我々が得ている議員報酬にふさわしい活動を求められているというのは当然のことですけれども、そのことと経費を削減するということとは直接には、市民が自分たちに役立つ働きをする議員を求めているということと、議員が少なければいいと望んでいるということは全く相入れないと思います。

とにかく一番肝心である市民の利益にとって、何が前進になるのかということをはきに、議員が2名削減であれば、それぞれの会派の中でも異論が出ないと。それならば、赤信号みんなで渡れば怖くないというような、そういうような程度の落としどころを見つけて、それを今回発議されていると言わざるを得ないと思うんです。我々が考えるべきことは、有権者である勝浦市民の利益にかなう議会の構成を今後どうするかということですので、そのことに対する審議が十分なされていないということは認めるべきだと思います。以上。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時10分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 藤本議員にお答えいたします。実際、先ほど提案理由の説明の中においても、館山市、富津市、人口密度、ほかの議員手帳から全部、その資料も当然検討委員会、33回で数が多いが何もやっていないという話は、ほかの委員に対しても非常に申しわけない話になります。当然、慎重審議を重ねて、そして各議員は、自分の有権者の中から定数削減を議題とした中で賛成をしている話です。藤本議員の有権者の中では減らすのを民意が反映しない、何の意味もないような話で物を言われたのであれば、これは違うと思うんですよ。やっぱりほかの議員一人一人は、当然そういう中から自分の使命感として議員活動をする上で減ることに活動する、そういう意味合いの中にあります。そして、その減ることによって、今、福祉、藤本議員の所属している党においても、当然福祉関係が多くなっていく上で、その経費も当然回っていくのではないかと、財政厳しい中で。そういう意味合いから十分検討された結果が今回の提案理由です。発議案です。そういう意味から考えてもらいたいと思います。以上です。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私がお尋ねしているのは非常に単純なこととして、議員が納得しているかどうかじゃなくて、市民の利益にとって何が前進になるのか、それが議論されたんですか、どうですかということをお尋ねしているんです。議論されていなければ、されていないからお答え

できません、そういう答弁で結構だと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 当然されています。それは市民に対する議員として、自分たちの有権者において、各議員一人一人がその旨を持って、この検討委員会に臨んでいる話ですから。それは検討されて、また市民のその意向を反映しての話ですから。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、発議案第1号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

そもそも日本の地方自治体においては、首長と議員がそれぞれ住民の直接選挙で選挙される二元代表制が憲法で定められております。そして、議員の役割としては、まず第1に、議会を通して首長の行政運営を市民の立場から監視しチェックする役割、2つ目に、市民と市政をつなぐパイプ役として、行政に市民の声を届け、よりよい市政をつくる役割、この2つの役割が期待されております。

議員定数の18名から16名への2名削減は、この役割を発揮することにマイナスの働きをすることはあっても、プラスになることはありません。議員定数の削減は、住民の意見、すなわち民意の反映が困難になることを意味します。特に、少数者の意見表明、政治参加が困難にならざるを得ません。議会は、多様な主張や考え方をぶつけ合い、議論し、よりよい方向・方策を見出す場です。その意味からも議員定数の削減は民主主義の後退と言わざるを得ません。議会改革検討委員会が回数多くやられたと言っても、このマイナス面を上回る定数削減の意義、理由が議論されたわけではありません。専ら何名削減なら各会派が折り合えるかの落としどころを探る意見交換と会派持ち帰りの運営が繰り返されただけであります。その結果が、すなわち2名削減、みんなで渡れば怖くないという程度の大義なき定数削減提案に落ち着いたものとなっているのであります。民主主義の根幹にかかわる民意を削るこの定数削減の議案を可決することによる一番の被害者は有権者である勝浦市民です。議員定数の削減によって、何が前進するのかも明らかにされない提案は、市民の利益にはならないことを厳しく指摘をし、反対討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。佐藤議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 私は、発議案第1号について、賛成の立場で討論をいたします。先ほど藤本議員より反対の討論がございました。藤本議員とは確かに思想や政治信条など違いはあるとしても、議会における真摯でひたむきな姿勢や、常に市民の目線で物事を考え活動していることに対して、同僚議員の一人として敬意を表する一人であります。今後とも切磋琢磨してともに活動していきたいと考えている一人であります。

しかしながら、今回の発議案については、以下の点から賛成すべきと申し上げます。

まず1点目に、今回の発議案につきましては、手続上に何ら問題のないことであります。私たち勝浦市議会は、平成23年の改選によって選出された議員により、新たに任意の委員会である議会改革検討委員会を設置しました。この議会改革検討委員会の委員の構成については、各会派の所属議員数に応じて委員数を割り振り、委員長、副委員長は委員の互選により選出し、加えて各委員が議会改革の項目を提出し、その項目ごとに緊急性、重要性を鑑みてこれまで議論し、改革を行ってまいりました。これまでに、一般質問の質問時間の変更や、質問方式の一问一答方式への変更、インターネットを利用した議会中継の導入への取り組み、議員定数及び議員報酬について、そして政務活動費について、それに付随する委員会改革等、33回にも及ぶ会議を重ねてきました。今回の発議案においても、議会改革検討委員会において議論に議論を重ねた結果出された結論であり、その後の議員全員協議会において了承されたものであります。

2点目には、市民感情に配慮したものであります。二元代表制をとる日本の地方自治において、議会の果たす役割は大きく、自治体の最終意思決定の場として、また執行機関をチェックする機能を持ち、議会はいわば地方自治の根幹をなす存在であります。しかしながら、一部の地方議員による不祥事や政務活動費の流用などの問題、あるいは本来の役割を果たさずにいる議会や議員に対して、住民は不信感や怒り、いら立ちを募らせているのが実情であります。また、財政逼迫などにより、さまざまな痛みを強いられる住民を尻目にみずからの厚遇に一切メスを入れようとしない議員への怒りもあります。私が、耳にする市民の声も議員の数が多いという声が大多数であります。確かに極端な定数削減は、多様な民意を代表しにくくし、少数意見の切り捨てにもつながりかねません。議論の参加者は多いほうがよい。そのことは百も承知であります。しかしながら、市議会の議員定数については、平成18年における議員定数の総数は802市で2万4,608人、平成23年における議員定数の総数は809市で2万365人であり、1市議会当たりの議員定数も2年に1人以上というペースで減少しています。また、近隣市や人口同規模市の状況と比較しても、勝浦市の議員定数は明らかに多いことは、これまでの議会改革検討委員会においても明らかになっています。特に人口2万人未満の市の議員定数は14人から16人が多く、18人の市は皆無に等しいと言わざるを得ません。このことについて、反対者はどのように市民に説明するのでしょうか。

3点目には、財政的な観点からであります。アベノミクスによる景気回復の兆しが見えてきてはいるものの、これまでの長引く景気低迷による税収減など、勝浦市を含む多くの自治体では厳しい財政運営を強いられています。地方分権の波は、今後も地方自治体に押し寄せてくるでしょう。急速に進む少子高齢化や住民ニーズの多様化に対し、住民福祉の向上や住民サービスの低下を招かないためには、財源の確保に努めなければなりません。我々議会はとにかく支出ばかりに目を向け、事業の効率化や事業効果に注目していますが、最も肝心なことである、いかに財源を確保するかについては、おろそかになってきているのではないのでしょうか。歳入な

くして歳出の議論なし、こんな時代だからこそ、我々はみずからの身分を左右する議員定数について、厳しい判断で対応しなければなりません。特に、平成24年度の当初予算額に対する議会費の占める割合について、人口同規模市と比較しても、他市が1%台に対して、勝浦市の場合は2.2%と突出して高いことが上げられます。このことについても反対者はどのように市民に説明するのでしょうか。

今回の発議案では議員2名を削減し、議員定数を18名から16名にしようとするものであります。議員1人に対する予算額は、報酬、期末手当、議員共済会事務負担金、議員共済会給付費負担金、議員団体定期保険料、費用弁償、旅費、政務活動費を含めると、年間約670万円であり、2名削減することで、年間で約1,340万円の経費削減が図られます。今回の発議案3号では、政務活動費を年額8万円から12万円にしようとしています。政務活動費が増額しても、その増加額は48万円で、差し引きしても約1,290万円の経費削減となります。これこそ市民の利益になるのではありませんか。これを議員の任期4年間にすると、約5,160万円の削減が見込めます。

以上の点から、私は発議案1号について賛成をするものであります。

これまでの議会改革検討委員会においても、適正な議員定数、適正な議員報酬の額、適正な政務活動費の額については、明確な答えは出せません。他市との比較、市民感情、財政的な判断等々、総合的な観点から判断したものであり、ベストではないかもしれませんが、最もベターな判断であったと考えるものであります。そして、その判断は、未来永劫続くものではなく、時代時代に即して変更することが許されるものであります。そしてその判断については、執行部や市民に委ねるのではなく、我々みずからが判断しなければなりません。そして、その結果について責任も負わなければなりません。

最後に、議会改革に終わりはありません。我々市議会議員は直接市民有権者に選挙を通して選ばれた代表であることを忘れず、常にみずからを研さんを積み、市民の負託に応えるべく活動していくことをお約束申し上げ、大義名分は我々にあると申し上げ、討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第3号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。屋代係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） 発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

[12番 寺尾重雄君登壇]

○12番（寺尾重雄君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第3号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して提案理由の説明を申し上げます。

この2件の発議案は、議会改革検討委員会の協議の結果により提出するものであります。

初めに、発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。今回の改正は、議員定数を2名減らすことにより、常任委員会の定数を改正する必要が生じるために見直そうとするものであります。

条例改正案の内容につきましては、1つ目として、現行の3常任委員会を2常任委員会とし、名称を総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会といたします。

2つ目として、2つになった常任委員会の所管につきまして、総務文教常任委員会は、現在の総務常任委員会の所管に教育委員会の所掌を合わせるものとし、産業厚生常任委員会は、教育民生常任委員会の所管から教育委員会の所掌を除き、建設経済常任委員会の所管と合わせるものいたします。

3つ目として、委員会の定数は、それぞれ8人とし、従前の1人2常任委員会所属を1人1常任委員会所属にしようとするものであります。

本市議会における常任委員会は、昭和31年当初の4常任委員会から、昭和58年5月の議員定数の削減に伴い3常任委員会に、平成19年の定数削減に伴い1人2常任委員会所属となり、現在に至っております。協議に当たっては、全国の議員定数が16人以下の市議会を参考に、また、3常任委員会における付託件数等を勘案し、検討したものであります。

次に、発議案第3号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

条例改正案の内容につきましては、政務活動費の額を、年額8万円から12万円に引き上げようとするものであります。本市の現在の政務活動費の額は、1人年間8万円で、県内市の中でいすみ市、大網白里市に次いで低い額となっております。政務活動費につきましては、議員定数、議員報酬と一緒に検討し、議員報酬は県内で一番低い額となっており、定数削減にあわせて、平成23年の引き下げ前に戻したいという意向も多少ありましたが、しかし、厳しい財政状況を勘案して議員定数を削減しようとするのに、報酬を上げては定数削減の効果がなくなってしまうため、現状維持とし、むしろ議員定数を減らすとなると、議員一人一人の責任が重くなり、これまで以上に議員活動を活発化させる必要があるので、政務活動費を引き上げるべきという考えによるものであります。

何とぞ私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） まず、発議案第2号について質問いたします。この発議案は、現在、3常任委員会を2常任委員会とするものでありますが、議員定数の削減とあわせまして、この常任委員会の3から2への委員会数の減少ということは、定数削減とともに、議員個人の活動やその

権限を縮減するものとなるのではないかということで、例えば定数削減に伴うこの委員会条例の変更は、定数が現在9名の条例ですが、それを8名とするだけで3常任委員会制度は保てるわけでありませけれども、それをあえて3委員会を2委員会にする。そしてまたもう一つ大きな論点として、総務常任委員会は、現在補正予算の審議を付託されておるわけですが、新しい総務文教常任委員会でこれを引き継ぎ、補正予算の審議をこちらで行うと。一方の産業厚生常任委員会では、この補正予算の審議権がないというのが、2つの委員会にする上で同等の扱いになっていないのではないかということも大きな論点となったものと思います。

そういう点からしまして、この条例改正が議会改革検討委員会の中でもいろんな重要な論点が提出されて、意見の一致を見ないまま、多数決によって今回議案が提案されているのではないかと思うのです。そういう点では非常に拙速ではないかと思えますけれども、9名を8名にするだけで済む定数をあえて3常任委員会を2常任委員会に変更し、その権限についても総務常任委員会を引き継ぐ総務文教常任委員会に予算審議の権限を与える、そういった点、余りにも拙速ではないかと思えますけれども、そういう多数決での提案に至った審議の経過を再度ご説明いただきたいと思えます。

次に、発議案第3号についてなんですが、この政務活動費8万円を12万円にすることについては、議会改革検討委員会の中でもお手盛りではないかという意見がありまして議論がされ、非常に意見が分かれたわけでありませ。採決をとったところ、4対3という結果だと思えますが、その点を確認したいことと、あえてそういう意見が分かれたものについて、また今回発議案として提出された、その経過についてもご説明を願いたいと思えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めませ。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） まず、発議案2号について、藤本議員いわく、その常任委員会が1人2つかけ持ったら9名を8名で足りるのではないかと。本来であれば、今回の改正において、その前のときに議員定数を減らしたときには1人常任委員会は1名でした。そして、その中で定数が減ったために、まず議会運営委員会にも1人分けて、1人2つという話で運営されてまいりました。そういう意味から考えませ、もとに戻す話の中で1常任委員会に1人と。そして、議員活動においては、別にその業務、委員会ばかりの話じゃなく、ほかにもいろいろやることはあろうかと、私は思っておる。また、この発議に対する多くの同意者もそういう話の中で今回提案されているものと思われませ。

そして、もう一点、その予算案につきませても、従来どおりの委員会の中で、総務常任委員会、例えば教育民生の中でそれを審議したものがどうなんだと検討委員会でも出ている話を藤本さんもお存じだと思えます。そういう中で、一つにまとめ一つのところで審議されたものでやりませしようというのが勝浦市議会の話です。我々、総務ですから、横須賀あたりに見に行った中でも、藤本議員は重々承知の中での審議を経てきている話でありますから、ほかの発議同意者も了解の中で常任委員会は精査されながらここに提出されたものであります。そういう踏ませた中で検討し、これに同意されての発議案でありますから。

そして、もう一点、発議案第3号。8万円から12万円と。確かに4対3という話があります。それを再度、別に構わないんですよ、私は発議者の責任者でもありますけど、この議会において、皆さんが8万円なら8万円でも構わない。ただ、やっぱり皆さんの定数が減る中で、先ほど来からの定数の問題も踏ませて発議した中で、やっぱり定数が減るのに、議員の責務もそれ

以上に重くなる。そういう中での活動費だという認識の中で今回発議されているのです。それが4対3であろうと、逆転しよう、それは皆さんの議員たるこの本議会において、賛成なのか反対なのか、これは十分承知なんですけど、当然合議の中で、全員協議会をもって、まとめるべきものをまとめて、ここに提出されたものです。経過はどうであろうと、結果的にどういう方向に進むかが我々議員としての使命ですから、その辺を十分考慮して。終わります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私が質問しておりますのは、発議案第2号につきましては、重要な論点が論議をされて、例えば今おっしゃられた補正予算の審議あるいはまた予算審議や決算審議についてもそうなんですけど、横須賀とかいすみ市の例も出されました。現にそういう審議を各常任委員会にそれぞれに付託して、採決をせずに本会議でやっているという例も出されて審議をされておりますけれども、いずれにしましても、いろいろ検討すべきテーマであることには、寺尾議員ご自身も異存はないと思うんです。そういうものでありながら、多数決という手続によって、多数意思であるからということで提案をされているんだと思うんです。しかし、こういう重要な議案は、十分審議を尽くして、ほかの議会の運営の例などもよく研究した上で3から2にするとか、あるいは2つの委員会のそれぞれの権限をどう持たせるのかということについて、十分な議論の上、全体の合意が図れるものやっていくということが、9名から8名に変更するという事で差し当たりは済むわけですから、十分可能だと思うんです。

そういう点で、やり方が極めて拙速で急ぎ過ぎているのではないかとこのことを申し上げているわけです。そういう点、拙速に過ぎるのに、あえてこういう提案を出されたということについてご説明が欲しいということと、第3号の、これも大きく意見が分かれたものであって、これこそ十分に審議を尽くして、全体が合意できるものをこの本会議に出すべきだと思うんです。一か八か採決をして決まればそれでいいんだという、そういうことでは絶対はないと思うんです。これは市民に対して非常に責任が重い条例改正ですから、市民に対してそういった意見の分かれたまま、議会で多数で議決をしたんで納得してくださいということでは済まないと思うんです。

発議案1号から3号まで、これは一体のものとしての関連性もあるわけですから、そういう点では十分な合理的な理由が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） まず、一体的と言え、1号から3号まで全部一体です。そして、常任委員会の問題につきましては、現行の、議運を踏まえて4常任委員会で仮に今後、発議案を通した後で、次回の選挙から議運を入れて4常任委員会で行ったとして、5名ぐらいになっちゃうわけです。議長を抜いたら4で割ったら幾つなんですかという問題ですよ。そういうものを全部論議されて、先ほど来、賛成討論の中で佐藤議員も言われた中で、ここで終わりじゃないんですよ。常に進歩して、検討して、この議員の改革においては進歩していかなければいけない、また、それを検討していかなければいけないのが議員の使命ですよ。ただ、今の時点で、常任委員会においても、政務活動費においても、現時点の話から皆さんが同意を得た中の話でここに発議案として出てきている問題です。論議を重ね、33回を無駄に過ごしてきた話じゃないですよ。それこそ、その33回の中のユーストリームのインターネット中継においても、藤本さん

の意見を十分尊重しながら検討している話です。そういう意味から考えて、この2号、3号においても、当然、委員の皆さんは検討した結果、発議者になり、提出されたものです。そして、それを今後、先ほど来から言うように、必要であればまた検討委員会において改革していかなければならないものだと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私が申し上げているのは、2号、3号の議案について、意見の大きな違いもあり、大変重要な論点もある中で、多数決でこの議案を発議するというのは、余りにも拙速に過ぎるということを申し上げているんです。だから2号、3号については、十分な論議を深めて、他市の経験も大いに参考にしながら、何も勝浦市の今までのやり方に拘泥する必要は全くないわけですし、大きなそういう重要な論点もあらわれてきているわけですから、そのことを踏まえて、拙速にこれを発議して結論を出すのではなくて、慎重な検討の上で決するべきだということを申し上げているわけでありまして、議案第3号については、そもそも出すこと自体が論外であるということであって、これこそ十分な審議の上で全員が一致できるものを出すべきものだと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 藤本議員、これは拙速でも何でもありませんよ。論議を重ねた結果、多数決で決めた話、藤本さんだって、本議会においてもどこにおいても賛成なのか反対なのかの手を挙げて決めざるを得ない問題があるわけですよ。これは多くの議員が納得した話の中で多数決で決める。それは私も全員が合議制の中で持っていきたいという念頭はありますよ。最初から、この検討委員会が立ち上がった時点から、合議制があるべきだというのは、私は念頭に置いて皆さんに諮ってきたつもりはありますよ。それを聞いたこともあろうかと思えますよ、藤本議員。ただ、最終的に決めるのは、民主主義において多数決でしか決められないじゃないですか。これを延々と論議していても、決めるときに決まらなければ先にも進めないというのが2号、3号の話です。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 委員長に聞きたいんですけども、私はこの議会改革特別委員会の委員じゃないんですけど、先ほどからのやりとりを聞いていると、1号、2号、3号を聞いていると、本当に委員会の中で真剣に論議したのかというふうに疑っちゃうようなところが出てきています。同じ委員の中で、質問者については、多分委員会の委員だと、私は認識しているんです。その方が、そういったような質疑をするということは、ちょっと考えられないんですけども、その辺、言い方は悪いけれども、発議案を出すときに本当に慎重審議したのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 確かに末吉議員の言う思いから言ったら、藤本議員の話だったら、全く論議されていない、33回が無駄なような話でありますけど、多くの委員、この検討委員会の委員は十分論議を図って、そしていろいろ時間を置きながら論議してきたものはあります。そういうことで、十分検討されたということで、私たち、また私を踏まえてほかの委員は思っています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 今、委員長の言葉で安心しました。やっぱり我々議員は市民のためにやらなきゃいけないということがありますので、十分わかりました。ありがとうございました。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号及び発議案第3号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号及び発議案第3号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び発議案第3号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

まず、発議案第2号についてであります。委員長は33回の委員会で全てこれを審議したかのようにおっしゃいますが、常任委員会の審議につきましては、最後の2ないし3回が審議に充てられた委員会だったと思いますし、政務活動費についても同じような回数であったと思います。そして、先ほども質疑で申し上げたとおり、常任委員会の変更については、3から2にするということで、また予算審議の権限を一方の委員会にだけ与えるという重大な論点についても、さまざまに議論がされて大きな論点として浮かび上がったわけですが、多数の意思で発議案を出すということが決せられたということでもあります。だから、私の反対は、これが余りにも拙速である、急ぎ過ぎであるということで反対をするものであって、この常任委員会が3から2にすることが絶対だめだということを申し上げているわけでもないし、その予算審議の権限が片一方にあることについての問題点を指摘しているものであって、そのことについての十分な審議の結果、勝浦で新しい方式も見出せるという可能性があるということをおし上げて、拙速な結論を出すべきではないということから反対をするものであります。

全体として、定数の削減及び委員会での議員のかかわりがそれぞれに縮小されるということは市民の利益にとっては、今後大きなマイナスの結果をもたらしていくことになるのではないかと、大きく危惧する点であります。

発議案第3号につきましては、申し上げたとおり、委員会の中では4対3という大きく意見が分かれるテーマでした。やはりお手盛りであるという、そういった市民からの批判は免れ得ないからであります。そういう点、十分考慮されて、皆さんがこの発議案第3号への態度を表明されることをぜひ期待いたします。以上、申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。佐藤議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 私は、発議案第2号及び第3号について、賛成の立場で討論いたします。

発議案第2号につきましては、委員会条例の変更でございます。これにつきましては、3常任委員会を2常任委員会にし、議員の定数を9名から8名、そして各議員が1常任委員会1所属にしようとするものであります。確かに常任委員会の人数が減ることによって、いろいろ弊害はあるかもしれませんが、現在の2所属することによる議員の所掌の事務の多さが、やはり考えなきゃいけないものであります。一つの常任委員会に所属することにより、一つの常任委員会に付託された案件を深く追及審議することが、2常任委員会から1常任委員会にすることによって、そのことが行われるものと、私は考えます。

また、予算の審議についてであります。一般会計予算については、総務文教常任委員会において、特別会計においては産業厚生常任委員会のほうで審議することになります。総務文教常任委員会の中では特別会計の審議はできません。しかしながら、一般会計予算の審議はします。産業厚生常任委員会において、一般会計予算は審議はできませんが、特別会計の審議をすることになります。このことについて、予算の審議については、各分野ごとに常任委員会の中で審議するのが筋だと、私は考えるものであります。

また、第3号についてですが、政務活動費を8万円から12万円にするものであります。先ほど申し上げましたとおり、48万円の増額になりますが、議員定数2名削減することによる経費削減が行われます。そして、4万円増加することによって、我々議員の活動をますます、4万円を有効利用して、これは使わなくてもいい活動費でありますので、使える人はどんどん使っていて、さらなる議員活動を深めていくためのものであると、私は考えておりますので、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、発議案第3号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成26年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第6号～議案第17号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第3号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員